

平成 24 年 3 月 30 日

【照会先】

政策統括官(社会保障担当)社会保障担当参事官室

室長補佐 鈴木 健二(内線 7774)

(代表電話) 03(5253)1111

(直通電話) 03(3595)2159

報道関係者 各位

社会保障に係る費用の将来推計の改定について

平成 23 年 6 月「社会保障に係る費用の将来推計について」(平成 23 年 6 月 2 日、社会保障改革に関する集中検討会議(第 10 回)参考資料)について、今年 1 月に新しい人口推計及び経済の見通しが示されたことを踏まえ、将来推計の改定を行いましたので、その結果を公表します。

また、改定後の将来推計に基づいた、社会保険各制度(年金、医療、介護)の 1 人当たり保険料(率)の見通しについても併せて推計を行いましたので、その結果を公表します。

社会保障に係る費用の将来推計の改定について(平成24年3月)

今回試算の性質

平成23年6月「社会保障に係る費用の将来推計」をベースとし、新しい人口推計及び経済の見通しが示されたことを踏まえ、将来推計の改定を行った。

また、新しい推計に基づいた、社会保険各制度(年金、医療、介護)における1人あたり保険料(率)の見通しについても、併せて推計を行った。

前提条件

・ 人口前提:

平成23年6月推計:「日本の将来推計人口(平成18年12月推計)」出生高位(死亡中位推計)

→ 今回推計:「日本の将来推計人口(平成24年1月推計)」出生中位(死亡中位推計)

・ 経済前提

平成23年6月推計:内閣府「経済財政の中長期試算(平成23年1月)」慎重シナリオ

→ 今回推計:内閣府「経済財政の中長期試算(平成24年1月)」慎重シナリオ

・ 推計の足下値は、平成24年度予算案をベースとしている。

※ なお、1人あたり保険料(率)の見通しについては、所要保険料財源の総額などから算出したものであり、特に医療・介護については、

① これが実際の将来の個人の保険料(率)水準を表したものではないこと

② 特に賃金の伸び等により将来の値は変わりうること

などに留意し、一定程度の幅をもって見る必要がある。

(参考)前提条件の比較

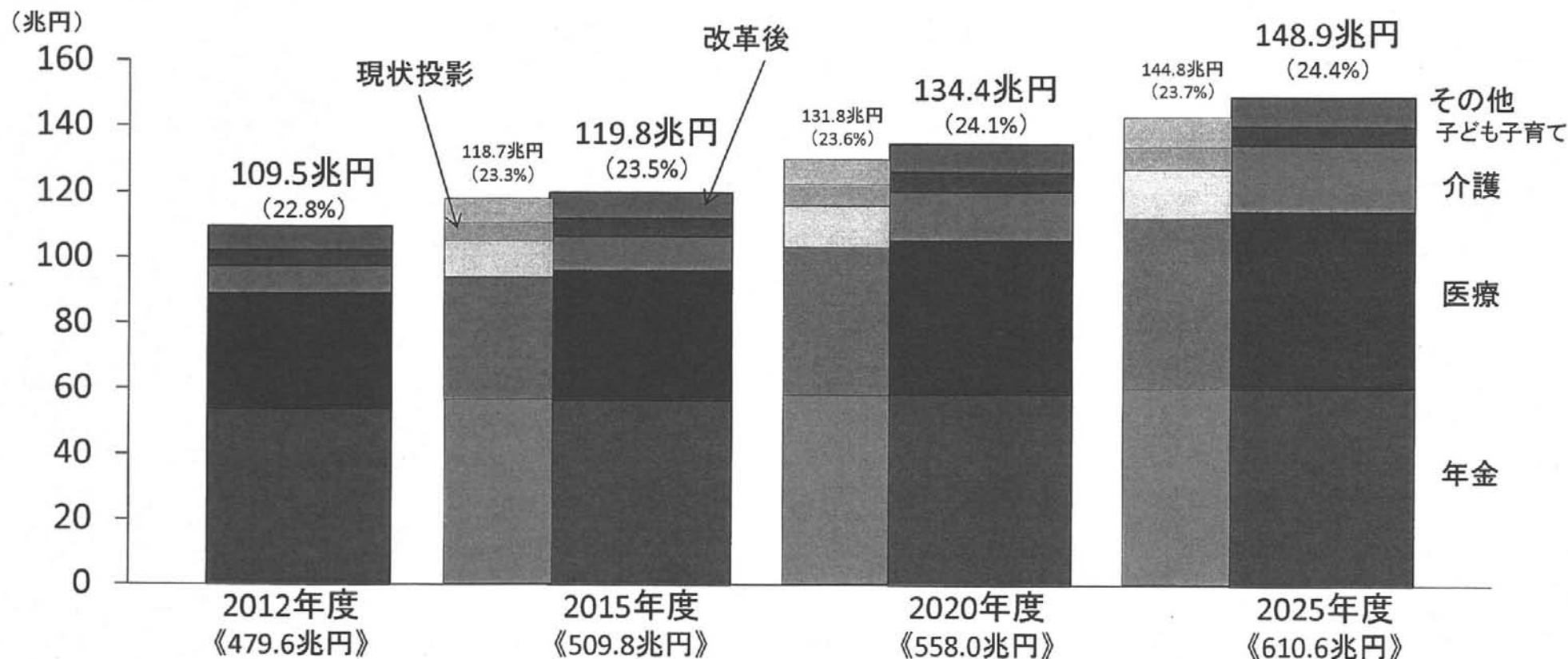
		H27(2015)	H32(2020)	H37(2025)	平均寿命の仮定	出生率の仮定
総人口 (万人)	23年6月推計	12,623	12,423	12,157	○前回 男 83.67年 女 90.34年 ○今回 男 84.19年 女 90.93年 (長期の平均寿命の 仮定) (参考)2010年実績 男 79.64 女 86.39	○前回 1.55 ○今回 1.35 (長期の合計特殊出 生率の仮定) (参考)2010年実績 1.39
	改定後	12,660	12,410	12,066		
0～14歳 (万人)	23年6月推計	1,564	1,470	1,397		
	改定後	1,583	1,457	1,324		
15～74歳 (万人)	23年6月推計	9,414	9,080	8,593		
	改定後	9,431	9,074	8,563		
75歳～ (万人)	23年6月推計	1,645	1,874	2,167		
	改定後	1,646	1,879	2,179		

		H24 2012	H25 2013	H26 2014	H27 2015	H28 2016	H29 2017	H30 2018	H31 2019	H32 2020	H33 2021	H34 2022	H35 2023 ～
名目経済 成長率 (%)	23年6月 推計	1.3	1.3	1.5	1.3	1.5	1.8	1.8	2.0	1.8	1.7	1.8	1.7
	改定後	2.0	1.7	2.6	1.8	2.3	1.6	1.7	1.8	1.8	1.8	1.8	1.8
賃金 上昇率 (%)	23年6月 推計	1.8	1.8	1.8	1.8	2.1	2.7	2.9	3.1	2.8	2.4	2.6	2.5
	改定後	0.1	1.0	1.3	1.4	2.4	2.6	2.8	2.8	2.4	2.2	2.3	2.4
物価 上昇率 (%)	23年6月 推計	0.5	0.7	0.8	1.0	1.0	1.0	1.0	1.1	1.1	1.2	1.2	1.2
	改定後	0.1	0.5	3.1	1.6	1.7	1.1	1.1	1.1	1.2	1.1	1.2	1.2

社会保障に係る費用の将来推計について《改定後(平成24年3月)》

○給付費に関する見通し

給付費は2012年度の109.5兆円(GDP比22.8%)から2025年度の148.9兆円(GDP比24.4%)へ増加。



注1:「社会保障改革の具体策、工程及び費用試算」を踏まえ、充実と重点化・効率化の効果を反映している。

(ただし、「Ⅱ 医療介護等 ②保険者機能の強化を通じた医療・介護保険制度のセーフティネット機能の強化・給付の重点化、逆進性対策」および「Ⅲ 年金」の効果は、反映していない。)

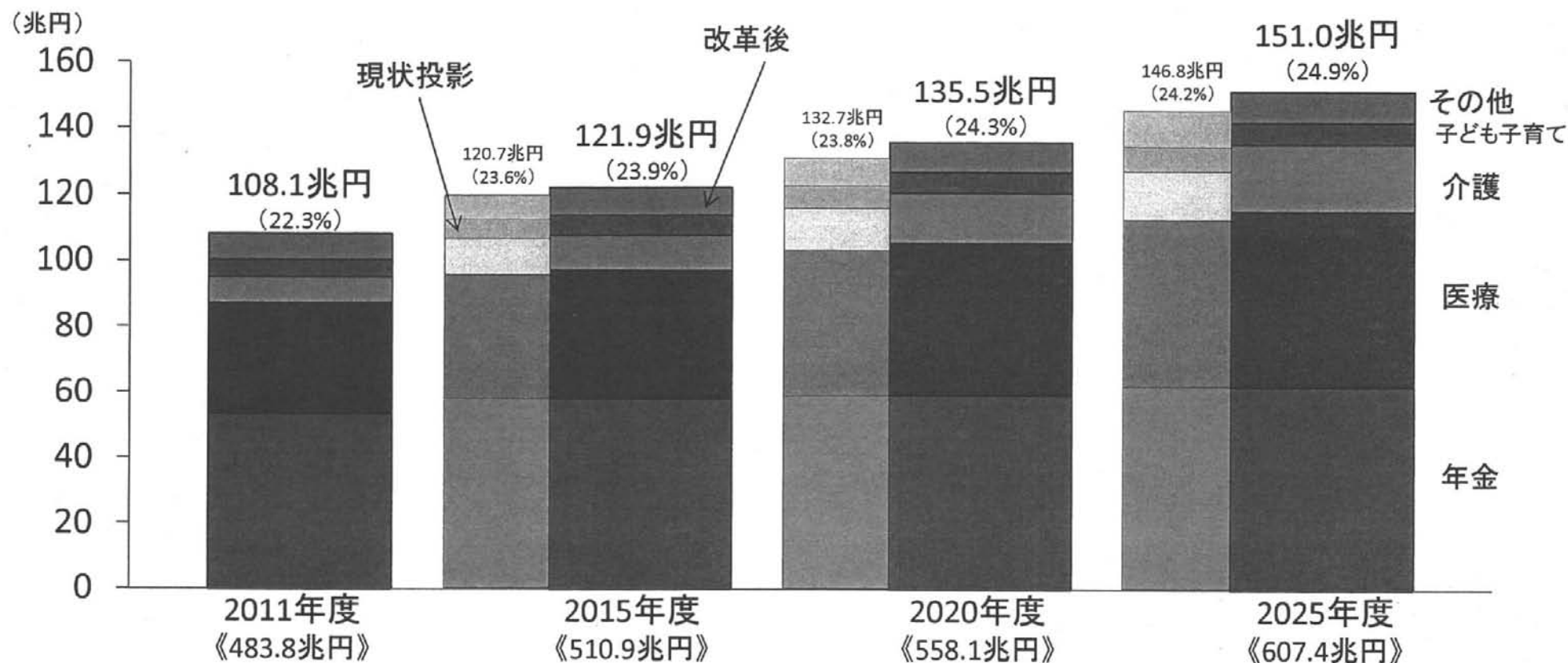
注2:上図の子ども・子育ては、新システム制度の実施等を前提に、保育所、幼稚園、延長保育、地域子育て支援拠点、一時預かり、子どものための現金給付、育児休業給付、出産手当金、社会的養護、妊婦健診等を含めた計数である。

注3:()内は対GDP比である。《 》内はGDP額である。

(参考) 社会保障に係る費用の将来推計について《平成23年6月推計》

○給付費に関する見通し

給付費は2011年度の108.1兆円(GDP比22.3%)から2025年度の151.0兆円(GDP比24.9%)へ増加。



注1:「社会保障改革の具体策、工程及び費用試算」を踏まえ、充実と重点化・効率化の効果を反映している。

(ただし、「Ⅱ 医療介護等 ②保険者機能の強化を通じた医療・介護保険制度のセーフティネット機能の強化・給付の重点化、逆進性対策」および「Ⅲ 年金」の効果は、反映していない。)

注2:上図の子ども・子育ては、新システム制度の実施等を前提に、保育所、幼稚園、延長保育、地域子育て支援拠点、一時預かり、子どものための現金給付、育児休業給付、出産手当金、社会的養護、妊婦健診等を含めた計数である。

注3:()内は対GDP比である。《 》内はGDP額である。

社会保障に係る費用の将来推計について《改定後(平成24年3月)》(給付費の見通し)

	2012(平成24)		2015(平成27)		2020(平成32)		2025(平成37)	
	兆円	(GDP比)	兆円	(GDP比)	兆円	(GDP比)	兆円	(GDP比)
給付費	109.5	22.8	119.8 (118.7)	23.5 (23.3)	134.4 (131.8)	24.1 (23.6)	148.9 (144.8)	24.4 (23.7)
年金	53.8	11.2	56.5	11.1	58.5	10.5	60.4	9.9
医療	35.1	7.3	39.5 (39.1)	7.8 (7.7)	46.9 (46.1)	8.4 (8.3)	54.0 (53.3)	8.9 (8.7)
介護	8.4	1.8	10.5 (9.9)	2.1 (2.0)	14.9 (13.1)	2.7 (2.3)	19.8 (16.4)	3.2 (2.7)
子ども・子育て その他	4.8 7.4	1.0 1.5	5.5 7.8	1.1 1.5	5.8 8.4	1.0 1.5	5.6 9.0	0.9 1.5
負担額	101.2	21.1	111.7 (110.6)	21.9 (21.7)	129.5 (126.8)	23.2 (22.7)	146.2 (142.1)	23.9 (23.3)
年金	45.5	9.5	48.3	9.5	53.6	9.6	57.7	9.5
医療	35.1	7.3	39.5 (39.1)	7.8 (7.7)	46.9 (46.1)	8.4 (8.3)	54.0 (53.3)	8.9 (8.7)
介護	8.4	1.8	10.5 (9.9)	2.1 (2.0)	14.9 (13.1)	2.7 (2.3)	19.8 (16.4)	3.2 (2.7)
子ども・子育て その他	4.8 7.4	1.0 1.5	5.5 7.8	1.1 1.5	5.8 8.4	1.0 1.5	5.6 9.0	0.9 1.5
(参考) GDP	479.6		509.8		558.0		610.6	

注1:「社会保障改革の具体策、工程及び費用試算」を踏まえ、充実と重点化・効率化の効果を反映している。

(ただし、「Ⅱ 医療介護等 ②保険者機能の強化を通じた医療・介護保険制度のセーフティネット機能の強化・給付の重点化、逆進性対策」および「Ⅲ 年金」の効果は、反映していない。)

注2:()内は医療介護について充実と重点化・効率化を行わず、現状を投影した場合の給付費等である。

注3:上図の子ども・子育ては、新システム制度の実施等を前提に、保育所、幼稚園、延長保育、地域子育て支援拠点、一時預かり、子どものための現金給付、育児休業給付、出産手当金、社会的養護、妊婦健診等を含めた計数である。

注4:医療の負担には補正予算対応分が含まれている。

社会保障に係る費用の将来推計について《改定後(平成24年3月)》(保険料・公費負担額の見通し)

負担額	2012(平成24)		2015(平成27)		2020(平成32)		2025(平成37)	
	兆円	(GDP比)	兆円	(GDP比)	兆円	(GDP比)	兆円	(GDP比)
	101.2	21.1	111.7 (110.6)	21.9 (21.7)	129.5 (126.8)	23.2 (22.7)	146.2 (142.1)	23.9 (23.3)
年金	45.5	9.5	48.3	9.5	53.6	9.6	57.7	9.5
医療	35.1	7.3	39.5 (39.1)	7.8 (7.7)	46.9 (46.1)	8.4 (8.3)	54.0 (53.3)	8.9 (8.7)
介護	8.4	1.8	10.5 (9.9)	2.1 (2.0)	14.9 (13.1)	2.7 (2.3)	19.8 (16.4)	3.2 (2.7)
子ども・子育て その他	4.8 7.4	1.0 1.5	5.5 7.8	1.1 1.5	5.8 8.4	1.0 1.5	5.6 9.0	0.9 1.5
保険料負担	60.6	12.6	66.3 (65.7)	13.0 (12.9)	76.5 (75.3)	13.7 (13.5)	85.7 (83.9)	14.0 (13.7)
年金	33.1	6.9	35.4	7.0	40.4	7.2	44.1	7.2
医療	20.1	4.2	22.3 (22.0)	4.4 (4.3)	25.5 (25.0)	4.6 (4.5)	28.5 (28.2)	4.7 (4.6)
介護	3.7	0.8	4.6 (4.3)	0.9 (0.8)	6.5 (5.7)	1.2 (1.0)	8.7 (7.2)	1.4 (1.2)
子ども・子育て その他	0.8 2.9	0.2 0.6	0.9 3.1	0.2 0.6	0.9 3.3	0.2 0.6	0.9 3.6	0.1 0.6
公費負担	40.6	8.5	45.4 (44.9)	8.9 (8.8)	52.9 (51.6)	9.5 (9.2)	60.5 (58.3)	9.9 (9.5)
年金	12.4	2.6	12.9	2.5	13.2	2.4	13.7	2.2
医療	15.0	3.1	17.2 (17.0)	3.4 (3.3)	21.4 (21.1)	3.8 (3.8)	25.5 (25.2)	4.2 (4.1)
介護	4.8	1.0	6.0 (5.6)	1.2 (1.1)	8.4 (7.3)	1.5 (1.3)	11.1 (9.2)	1.8 (1.5)
子ども・子育て その他	3.9 4.5	0.8 0.9	4.6 4.7	0.9 0.9	4.9 5.1	0.9 0.9	4.8 5.4	0.8 0.9
(参考) GDP	479.6		509.8		558.0		610.6	

注1:「社会保障改革の具体策、工程及び費用試算」を踏まえ、充実と重点化・効率化の効果を反映している。

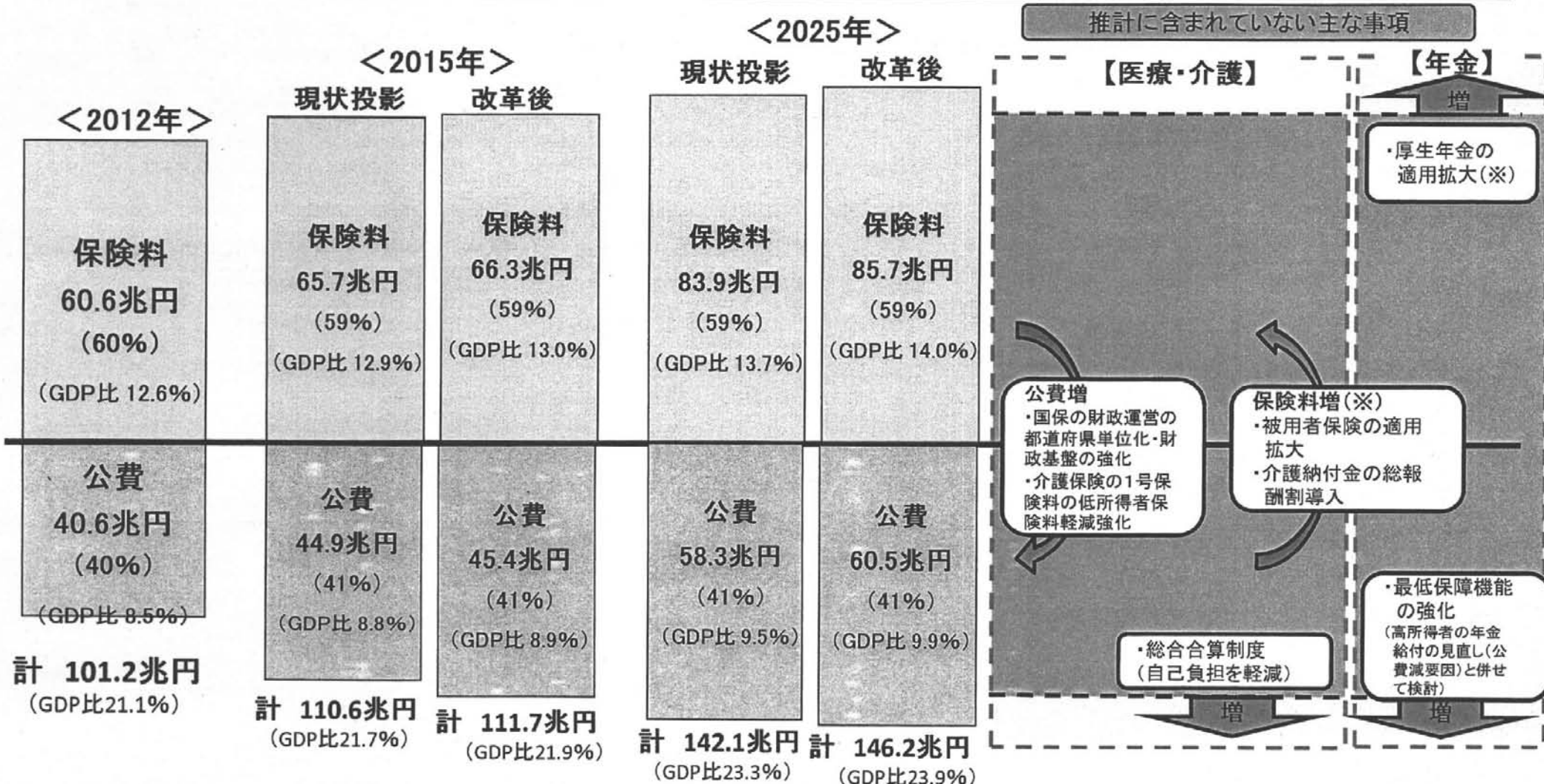
(ただし、「Ⅱ 医療介護等 ②保険者機能の強化を通じた医療・介護保険制度のセーフティネット機能の強化・給付の重点化、逆進性対策」および「Ⅲ 年金」の効果は、反映していない。)

注2:()内は医療介護について充実と重点化・効率化を行わず、現状を投影した場合の給付費等である。

注3:上図の子ども・子育ては、新システム制度の実施等を前提に、保育所、幼稚園、延長保育、地域子育て支援拠点、一時預かり、子どものための現金給付、育児休業給付、出産手当金、社会的養護、妊婦健診等を含めた計数である。

注4:医療の負担には補正予算対応分が含まれている。

社会保障に係る費用の負担の見通しの全体像《改定後(平成24年3月)》



※ 被用者保険の適用拡大や介護納付金の総報酬割導入によって保険料の総額は増加するものの、個々の加入者の保険料については、加入している制度や所得水準によってその影響は異なり、すべての加入者の保険料負担が増加するわけではない。

今回の一体改革では、低所得者の国保・介護の保険料軽減や年金の加算などの低所得者対策を強化することにより、低所得の方の負担にも配慮。この結果、例えば、介護保険の1号保険料の低所得者保険料軽減強化については、所要額(～1,300億円)の全額を低所得者の保険料軽減に充てることとした場合、その保険料水準を3割程度引き下げる効果。

注: 棒グラフ中の数字は、「社会保障改革の具体策、工程及び費用試算」を踏まえ、充実と重点化・効率化の効果を反映している。(ただし、「Ⅱ 医療介護等 ②保険者機能の強化を通じた医療・介護保険制度のセーフティネット機能の強化・給付の重点化、逆進性対策」および「Ⅲ 年金」の効果は、反映していない。) 7

社会保障各制度の保険料水準の見通し《改定後(平成24年3月)》(改革後)

制度		平成24年度 (2012)	平成27年度 (2015)	平成32年度 (2020)	平成37年度 (2025)
年金					
	国民年金	月額14,980円	月額16,380円 (平成16年度価格(注2))	月額16,900円 (平成16年度価格(注2))	月額16,900円 (平成16年度価格(注2))
	厚生年金	保険料率 16.412%(～8月) 16.766%(9月～)	保険料率 17.474%(～8月) 17.828%(9月～)	保険料率18.3%	保険料率18.3%
医療					
	国民健康保険(2012年度賃金換算)	月額7,600円	月額8,100円程度	月額8,800円程度	月額9,300円程度
	協会けんぽ	保険料率10.0%	保険料率10.8%程度	保険料率10.9%程度	保険料率11.1%程度
	組合健保	保険料率8.5%	保険料率9.2%程度	保険料率9.2%程度	保険料率9.4%程度
	後期高齢者医療(2012年度賃金換算)	月額5,400円	月額5,800円程度	月額6,200円程度	月額6,500円程度
介護					
	第1号被保険者(2012年度賃金換算)	月額5,000円	月額5,700円程度	月額6,900円程度	月額8,200円程度
	第2号被保険者 (国民健康保険、2012年度賃金換算)	月額2,300円	月額2,700円程度	月額3,300円程度	月額3,900円程度
	第2号被保険者(協会けんぽ)	保険料率1.55%	保険料率1.8%程度	保険料率2.3%程度	保険料率3.1%程度
	第2号被保険者(組合健保)	保険料率1.3%	保険料率1.5%程度	保険料率1.9%程度	保険料率2.5%程度

前提：人口「日本の将来推計人口(平成24年1月推計)」出生中位・死亡中位 経済「経済財政の中長期試算(平成24年1月)」慎重シナリオ

注1：この数値は2011年6月「社会保障に係る費用の将来推計」を元として、人口及び経済の前提の変化等による修正を加えた上で、所要保険料財源の総額などから算出したものであり、特に医療・介護については、

- ①これが実際の将来の個人の保険料(率)水準を表したものではないこと(各保険者によっても将来の保険料(率)は異なる)
- ②前提等により値が変わることなどに留意し、一定程度の幅をもって見る必要がある。

注2：平成25年度以降の国民年金保険料は、平成16年度価格水準で示された月額であり、実際の保険料額は物価及び賃金の変動を反映して決定することとされている。

注3：「社会保障改革の具体策、工程及び費用試算」を踏まえ、充実と重点化・効率化の効果を反映している。

(ただし、「Ⅱ 医療介護等 ②保険者機能の強化を通じた医療・介護保険制度のセーフティネット機能の強化・給付の重点化、逆進性対策」および「Ⅲ 年金」の効果は、反映していない)

注4：厚生年金、協会けんぽおよび組合健保の保険料率は、本人分と事業主負担分との合計である。

注5：平成24(2012)年度の介護第1号被保険者の保険料額は第5期平均見込み値である。

社会保障各制度の保険料水準の見通し《改定後(平成24年3月)》(現状投影)

制度		平成24年度 (2012)	平成27年度 (2015)	平成32年度 (2020)	平成37年度 (2025)
年金					
	国民年金	月額14,980円	月額16,380円 (平成16年度価格(注2))	月額16,900円 (平成16年度価格(注2))	月額16,900円 (平成16年度価格(注2))
	厚生年金	保険料率 16.412%(～8月) 16.766%(9月～)	保険料率 17.474%(～8月) 17.828%(9月～)	保険料率18.3%	保険料率18.3%
医療					
	国民健康保険(2012年度賃金換算)	月額7,600円	月額8,000円程度	月額8,600円程度	月額9,200円程度
	協会けんぽ	保険料率10.0%	保険料率10.6%程度	保険料率10.7%程度	保険料率10.9%程度
	組合健保	保険料率8.5%	保険料率9.1%程度	保険料率9.1%程度	保険料率9.3%程度
	後期高齢者医療(2012年度賃金換算)	月額5,400円	月額5,700円程度	月額6,100円程度	月額6,400円程度
介護					
	第1号被保険者(2012年度賃金換算)	月額5,000円	月額5,300円程度	月額6,000円程度	月額6,800円程度
	第2号被保険者 (国民健康保険、2012年度賃金換算)	月額2,300円	月額2,600円程度	月額2,900円程度	月額3,300円程度
	第2号被保険者(協会けんぽ)	保険料率1.55%	保険料率1.7%程度	保険料率2.0%程度	保険料率2.6%程度
	第2号被保険者(組合健保)	保険料率1.3%	保険料率1.4%程度	保険料率1.6%程度	保険料率2.1%程度

前提：人口「日本の将来推計人口(平成24年1月推計)」出生中位・死亡中位 経済「経済財政の中長期試算(平成24年1月)」慎重シナリオ

注1：この数値は2011年6月「社会保障に係る費用の将来推計」を元として、人口及び経済の前提の変化等による修正を加えた上で、所要保険料財源の総額などから算出したものであり、特に医療・介護については、

- ①これが実際の将来の個人の保険料(率)水準を表したものではないこと(各保険者によっても将来の保険料(率)は異なる)
- ②前提等により値が変わることなどに留意し、一定程度の幅をもって見る必要がある。

注2：平成25年度以降の国民年金保険料は、平成16年度価格水準で示された月額であり、実際の保険料額は物価及び賃金の変動を反映して決定することとされている。

注3：医療介護について充実と重点化・効率化を行わず、現状を投影した場合の保険料水準である。

注4：厚生年金、協会けんぽおよび組合健保の保険料率は、本人分と事業主負担分との合計である。

注5：平成24(2012)年度の介護第1号被保険者の保険料額は第5期平均見込み値である。